

別添 1

業務成績評定実施基準

(目的)

第1 本要領は、「請負業務成績評定要領」（平成14年3月29日国港建第318号以下「評定要領」という。）第3第一号の業務成績の評定に関する事項を定めることにより、地方整備局が所掌する請負業務の適正かつ効率的な施工を確保し業務に関する技術水準の向上に資するとともに、請負業者の適正な選定及び指導育成を図ることを目的とする。

(対象業務)

第2 業務成績の評定（以下「成績評定」という。）の対象とする業務は、評定要領第2に規定された評定の対象業務のうち、地方整備局が発注する港湾業務、空港業務、海岸業務及びその他これらに類する業務とする。

(成績評定の時期)

第3 成績評定の時期は、総括調査員及び主任調査員にあっては業務が完成したとき、検査職員にあっては検査を実施したときとする。

(評定者)

第4 成績評定を行う者（以下「評定者」という。）は、総括調査員及び主任調査員並びに検査職員とする。

(成績評定の方法)

第5 成績評定は、業務ごと、評定者ごとに独立して行うものとする。
2 業務成績の採点は、別紙1「考査基準」により行うものとする。
3 評定結果は、別記様式第1「業務成績表」に記録するものとする。

(成績評定結果の報告)

第6 成績評定結果の報告は、業務の完成のときに行うものとし、評定者は、成績評定を行ったときは、遅滞なく支出負担行為担当官若しくは契約担当官又はこれらの代理官の契約した業務については、地方整備局長又は副局長若しくは次長（以下「局長等」という。）に、分任支出負担行為担当官又は分任契約担当官（以下「分任官」という。）の契約した業務については、当該業務を担当する事務所長（以下「事務所長」という。）に報告するものとする。
2 事務所長は、分任官の契約した業務について、速やかに局長等に報告するものとする。

(成績評定結果の通知)

第7 局長等又は事務所長は、別紙第1、「請負業務成績評定通知書」により、当該業務の請負者に通知するものとする。
2 評定要領第9に基づき評定を修正した場合は、前項の規定を準用する。